

# 「日の丸」を濫用するな

## カフェーやバーの宣傳マツチ

### 内務省斷乎乗出す

内務省國書館では最近時局を反映してかカフェー、バー、料理店その他において日の丸の國旗を廣告用のマツチやピラに濫用するものが非常に多くなつたので、警察を協同の結果國旗の尊嚴を冒瀆すると思われるマツチ、ピラ等は斷乎禁止することに決定、全國府縣警察に通報して嚴重に取締ることになつた、支那事態によつて國民の國旗に對する敬の念が更に高揚したことをおぼつてか、最近カフェー、バー、飲食店、商店販賣者等がマツチのレッテルや廣告ピラに日の丸の國旗を濫用するものが増加し、中には日の丸の中に「お歸りは〇〇バー」「酒は△△」といふ種々な文字を畫いたものも少なくない、國書館では特に國民精神の作興を必要とする際でもあるので、國旗の尊嚴を冒瀆するものは禁止することになつたわけである。

## 尊嚴を高めよ

國書館鈴木檢事事務官談  
日の丸の國旗を廣告用に濫用するものが多くなつたのは困つたものです

國旗の尊嚴を冒瀆すると思はれるものは斷然禁止します、しかし一方において國旗に對する尊敬の念を高揚することは必要であるので、取締に當つても強硬的態度に出ず、その尊敬すべきことを諭して自發的に廣告マツチ、ピラ等を撤去する望むに指導する方針です、又これは所管外のことですが

歓迎 迎等に用ひる日の丸の國旗を道路に棄てたりそれを見足で踏んだりしてゐるのを見受けると、それ等についても十分注意し國旗の尊嚴維持にあたれと思ひます

## 夫に知 死の

本 社軍用機獻金  
快晴の續く二十九日過去銀座  
金庫も力強きを見せる  
神野川區昭和町二ノ三志橋氏方  
秋本健一君が銀座に是非加へて下  
さいと一函、健可盛下一番町六九  
大野忠雄君からも赤心の溢れる七

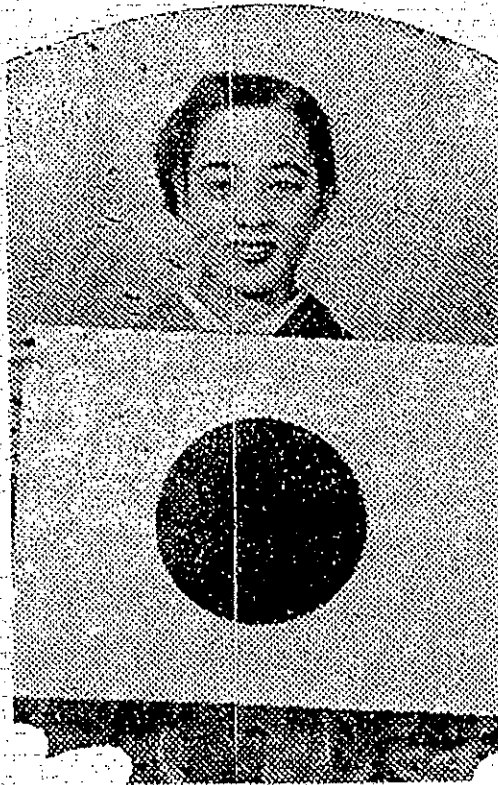
# 白地に赤き純潔の

# 日の丸を守れ！

## 國旗冒瀆者が意外に多いと

## 縣が檢閲標準を定む

### 精神總動員



(一)國旗の尊嚴を損傷するもの(二)國旗の白地(我が國旗の純潔を損傷するもの)に文字その他を記載し著しく(三)國旗の赤丸白の丸は白出づる日本の衣冠であり又我が國民の適性を現はすもの(四)に文字又はその他を記載した場合はその程度により(五)古くは禁止處分に付する(六)一般國家社會公共の利益を目的とする出版物でも(七)二項に抵触し著しく國旗の尊嚴を損傷する恐れある場合は不可とす(八)個人又は一會社商店一部團體等の利益を目的として發行せられる出版物、出版物(九)に抵触するものは大體禁止處分(一〇)に抵触する場合は大體禁止處分とする

(C)読売新聞社 無断転載・複製禁止。放送、出版等での二次利用の際は読売新聞社 記事利用担当 (mail: t-chizai06@yomiuri.com tel:03-6739-6961)まで

「日丸」を「日」の字が叫ばれ  
てゐる時、皇國志士魂のシンボル  
「日丸」を廣告に使ふ不心得者  
が陛下に續出するので、陛下高  
保安前議では、嚴然その取締りに  
乗り出すことになつた。

にまで印刷して目がない、國旗の尊嚴を傷つけること甚だ  
廣告宣傳に使用し中には日の  
しいものがあつたので、

# 日の丸廣告にお灸 縣でもキツイお達し

いた旗△千葉管内でボスマ  
に使用したものとまじり、  
旗の尊嚴保持に關する「通牒」を  
又、國旗の不適當と認め、取扱  
學務司、皇國志士魂のシンボル  
「日丸」を廣告に使ふ不心得者  
が陛下に續出するので、陛下高  
保安前議では、嚴然その取締りに  
乗り出すことになつた。

また、國旗の不適當と認め、取扱  
學務司、皇國志士魂のシンボル  
「日丸」を廣告に使ふ不心得者  
が陛下に續出するので、陛下高  
保安前議では、嚴然その取締りに  
乗り出すことになつた。

丸の真中に商品の批の字を  
描いたり文字を書込むこと  
有様で

△大原管内で日の丸に「タ  
ペ」を挿入した者板△官  
管内で日の丸に批の字を挿  
筆を發見、直ちに撤去又は改  
正に廣告物に日の丸を使用し

日章旗に文字を書き込んではいけません

日章旗に文字を書き込むことはその目的の如何によつては國旗を冒瀆することにもなるので警視廳ではかねて管下各處に取締り方を通知してゐたが、淺草區千束町豊成家某、芝原區小山町藤子氏、同町某商業組合で作成した日章旗は冒瀆のため文字を記したと認められるので九月十日警視廳では標榜を撤去することを命じた。

十萬のうち幾多を自發的に撤回するやう嚴重警告した。

最近國旗に文字を記入することが全国的に流行し、その可否を論議されてゐるため警視廳保安部ではハンカチ風呂敷などの國旗圖案を禁じてはゐたが、これを取締る法令がなく處罰などの點でいろいろと支障があるため至急立案することになつた。

(C)読売新聞社 無断転載・複製禁止。放送、出版等での二次利用の際は読売新聞社 記事利用担当 (mail: t-chizai06@yomiu tel:03-6739-6961)まで

令和8年6月24日 衆議院内閣委員会 中道改革連合 長妻昭 提出資料

外国国章損壊罪と国旗の損壊等の処罰に関する法律案 保護法益

	外国国章損壊罪 (刑法第92条)	国旗の損壊等の処罰に関する法律案 (罰則等)
条文	<p>(外国国章損壊等)</p> <p>第92条 外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、2年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪は、外国政府の請求がなければ公訴を提起することができない。</p>	<p>第2条 人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者は、2年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の方法に該当するかどうかの判断は、行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行うものとする。</p>
保護法益	我が国の外交作用の円滑・安全という国家的法益	国旗を大切に思う国民感情という社会的法益

(出典) 衆議院法制局作成資料

令和8年6月24日 衆議院内閣委員会 中道改革連合 長妻昭 提出資料

## 1. 現行法令

(出典) 衆議院法制局作成資料

### ○外国国章損壊罪【国家的法益】

#### 刑法第九十二条

外国に対して侮辱を加える目的で、その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

※外国国章だけが対象 (自国の国旗は対象外)

### ○器物損壊罪 【個人的法益】

#### 刑法第二百六十一条

前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

※他人の所有物が対象 (自己所有の国旗は対象外)

## 2. 損壊事例

### ○諸外国の損壊事例

- 県庁の雰囲気に不満を抱き、ロビーに置かれていた国旗の旗竿を折った男が、有罪判決を受けた。(2010 フランス)
- 価格高騰等に反対するデモ行進の最中に、所持していた国旗を焼却した2名が有罪判決を受けた。(2012 イタリア)
- 学校敷地内に掲揚されていた国旗に落書きをした上でこれを焼却した男性が有罪判決を受けた。(2022 韓国)

### ○国内の損壊事例

- 男が沖縄国体の会場に掲揚されていた日の丸を引き下ろし、ライターで火をつけて掲げた後、その場に投げ捨てて半分ほどを焼失させ逮捕された。(1987)
- 靖国神社の境内で、参拝客が所持していた日の丸を奪い、足で踏み付けた上、竿を折り、逮捕された。(2008)